

# 条 例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した「千曲市都市計画税条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和4年3月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第15号

## 千曲市都市計画税条例の一部を改正する条例

千曲市都市計画税条例（平成 15 年千曲市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 7 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)」を加える。

附則第 14 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の千曲市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。